# RIZAP COOK

（料理教室）

---

会員会則

RIZAP 株式会社
2026 年 4 月 1 日改定

**第 1 条(適用範囲)**
RIZAP COOK 会則(以下「本会則」といいます)は RIZAP 株式会社（以下「会社」といいます。）の運営する「RIZAP COOK」(以下「本クラブ」といいます）の会員（以下「本クラブ会員」といいます。)、本クラブに入会しようとする方並びに本クラブの施設を利用する方に適用します。なお、本会則は、法人である会員に対しては適用されません。
**第 2 条(目的)**
本クラブは、本クラブ会員が本クラブの施設を利用し、心身の育成、健康維持および本クラブ会員相互の親睦ならびに食がもたらす生活の振興を図ることを目的とします。
**第 3 条(会員制)**
1. 本クラブは、会員制とし、本クラブ会員に対し、会員番号を付与します。
2.本クラブの個別施設を構成する各種サービスゾーン(以下「諸施設」といいます)の利用範囲、条件および特典については別に定めます。
**第 4 条(入会資格)**
1.本クラブの入会資格は、以下のとおりとし、その項目すべてに該当する方とします。
(1)本会則及び「個人情報保護方針」に同意した方。
(2)満 18 歳以上の方。但し、満 20 歳未満の場合は入会時に法定代理人（親権者）の同意が必要となります。
(3)伝染病その他、他人に伝染または感染するおそれのある疾病に罹患していない方。
(4)反社会的勢力(暴力団、暴力関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等をいいます。以下本会則において同じ）の関係者でない方。
(5)過去に会社より除名の通告を受けていない方。
(6)過去に第 23 条第 1 項に基づき諸施設の利用を禁止されていない方。
(7)過去に 30 日間全額返金保証制度の適用を受けていない方。
2.前項にかかわらず、健康、安全、衛生等の確保ができない、または、その恐れがあると本クラブが判断した場合は、入会をお断りさせていただきます。
**第 5 条(入会手続き)**
1.本クラブに入会しようとするときは、会社が別途定める手続きを行うことにより、入会申込みを行っていただきます。
2.コースの利用を希望するときは、会社が別途定めるところに従い、コースの利用申込みを行っていただきます。
3.未成年の方が入会またはコースの利用契約を締結しようとするときは、会社が別途定める書面により法定代理人（親権者）の同意を得た上で、入会またはコースの利用申込みを行っていただきます。この場合、法定代理人（親権者）は、法令に定めがある場合を除いて、自らの本クラブ会員の資格の有無に関わらず、本会則に基づく義務および責任を本人と連帯して負うものとします。
4.アレルギー（かぶれ等を含む）等の発症の経験がある場合は、自己の責任において受講が可能かをあらかじめ判断の上、入会申込みを行っていただきます。
**第 6 条(変更手続き等)**
1.本クラブ会員は、入会申込書に記載した内容に変更があったときは、遅滞なく変更手続きを行っていただきます。
2.会社より本クラブ会員の住所あてに通知、連絡等を行う場合は、本クラブ会員から届出のあった最新の住所あてに行い、通知、連絡等の発送をもってその効力を有するものとします。
**第 7 条(個人情報保護)**
会社は、会社の保有する本クラブ会員の個人情報を、会社が別途定める個人情報保護方針に従って管理します。
**第 8 条(諸費用)**
1.本クラブ会員は、会社に対し、会社が別途定める期日までに、入会金及びコース費用その他会社が別途定める諸費用(以上を合わせて「諸費用」といいます。)をお支払いいただきます。
2.本クラブ会員は、実際の施設利用の有無に関わらず、前項の諸費用をお支払いいただきます。
3.一旦納入した諸費用は、返還できません。但し、第 20 条に定める中途解約、第 21 条に定める除名及び第 26 条に定める 30 日間全額返金保証制度適用の場合は除きます。
4.本クラブ会員が第 1 項に定める期日までに諸費用を支払わない等債務不履行がある場合、会社は、本クラブ会員に対し通知をすることにより、未払いの諸費用と会社が本クラブ会員に対して負う債務とを対等額にて相殺することがあります。
5.第 1 項に定める期日までに支払うべき諸費用全額のお支払いが完了しない場合、諸施設の利用ができなくなることがあります。
6.本クラブ会員が諸費用の支払を会社が別途指定する支払期日までに履行しないときは、会社は本クラブ会員に対し、未払の諸費用（以下「未納金」という。）の督促を行うことがあります。この場合、会社は本クラブ会員に対し、督促 1 回あたり督促手数料として 330 円（税込）を請求するものとし、本クラブ会員は、督促手数料と未納金（以下「督促手数料等」という。）を併せて、会社の別途指定する方法・期日までに支払うものとします。なお、督促手数料等の支払にかかる費用（コンビニ決済手数料等）は、本クラブ会員の負担とします。
**第 9 条(会員資格の取得)**
第 5 条の全ての入会手続きが完了した後、本クラブ会員資格を取得するものとします。
**第 10 条(会員資格の相続・譲渡)**
本クラブの会員の資格は他の方に譲渡、売買、貸与、名義変更、質権および譲渡担保権の設定その他一切の処分をすることができません。また、本クラブの会員の資格は、相続その他の包括承継の対象にはなりません。但し、法人の合併その他組織再編行為を除きます。
**第 11 条（ビジター）**
1.次の各号に該当する場合、本クラブ会員以外の方（以下「ビジター」といいます。）も、諸施設を利用いただくことができます。
（1）本クラブ会員の同伴者のうち会社が別途定めた条件により認めた者
（2）その他、会社が別途定めた条件により入会前に諸施設の利用を認めた者
2.ビジターは、会社が別途定める施設利用料をお支払いいただくことがあります。
3.ビジターは、本会則および会社が別途定める諸規則（以下「施設内諸規則」といいます。）を遵守しなければなりません。
**第 12 条（その他会員以外の施設利用）**
会社は、特に必要と認めた場合は、本クラブ会員、ビジター以外の方の諸施設の利用を認めることができます。
**第 13 条（施設内諸規則の遵守）**
本クラブ会員（ビジターを含みます。以下、本条において同様です。）は、諸施設の利用にあたり、本会則および施設内諸規則を遵守し、施設スタッフの指示に従っていただきます。また、本クラブ会員は、諸施設を利用する他の会員が快適に過ごすことができるよう配慮し、諸施設内の秩序を乱す行為をしてはいけません。
**第 14 条(禁止事項)**
本クラブ会員（ビジターを含みます。以下本条において同様です。）は、諸施設において次の行為をしてはいけません。
(1)他の本クラブ会員や施設スタッフを誹謗、中傷する行為。
(2)他の本クラブ会員や施設スタッフを殴打したり、身体を押したり、拘束する等の一切の暴力行為。
(3)大声、奇声を発する行為、他の本クラブ会員や施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為。
(4)物を投げる、壊す、叩くなど、他の本クラブ会員や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
(5)本クラブの施設・器具・備品の損壊や備品を持ち出す行為。
(6)他の本クラブ会員や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為。
(7)正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフを拘束する等の迷惑行為。
(8)痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する一切の行為。
(9)刃物、火器、薬品など危険物を館内へ持ち込む行為。
(10)物品販売や営業行為、金銭の授受・貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動等の行為。
(11)高額な金銭、貴金属その他貴重品を館内へ持ち込む行為。
(12)健康、安全、衛生等の確保ができない、またはその怖れのある行為。
(13)施設スタッフに対する、会社以外の他社への就職あっせんや引き抜きの行為。
(14)小学生以下のお子様の同伴。
(15)その他法令および公序良俗に反する一切の行為。
**第 15 条(免責)**
1.本クラブ会員（ビジターを含みます。以下本条において同様です。）が諸施設の利用中または諸施設の外で被った損害や怪我その他の事故について、会社に故意または過失がない限り、会社は、当該損害に対する一切の責任を負いません。
2. 本クラブは、第 14 条第 11 号で本クラブ会員が高額な金銭、貴金属その他貴重品を館内に持ち込むことを禁止しております。本クラブ会員が金銭、貴金属その他貴重品の紛失、盗難の被害にあった場合、会社に故意または過失がない限り、本クラブ会員各自の自己責任とし、会社は責任を負いません。
3. 本クラブ会員同士の間に生じた係争やトラブルについて、会社は一切関与いたしません。
**第 16 条(会員の損害賠償責任)**
本クラブ会員（ビジターを含みます。以下本条において同様です。）が諸施設の利用中、会社または第三者に損害を与えたときは、当該本クラブ会員が当該損害に関する責を負い、会社に対して一切迷惑をかけないものとします。
**第 17 条(会員資格喪失)**
本クラブ会員は次の各号に該当する場合、本クラブ会員の資格を一切喪失し、本クラブ会員としてのいかなる権利も喪失します。
（1）第 21 条により除名されたとき。
（2）死亡したとき。
（3）会員に対し、破産手続開始、再生手続開始、その他倒産処理手続（将来制定される手続きを含みます。）開始の申立てがあったとき。
２．本クラブ会員は、会社が、当該会員の入会しているクラブの諸施設の全部を第 22 条に基づき閉鎖した場合、当該クラブの会員資格を喪失し、当該クラブの会員としてのいかなる権利をも喪失します。
**第 18 条(予約の変更・キャンセル)**
予約の変更･キャンセルについては、会社が別途定めるとおりとします。
**第 19 条(有効期限の延長)**
本クラブ会員（ビジターを含みます。）は、コースの有効期限内に規定回数のレッスンを実施できないときは、会社所定の書面により有効期限の延長手続きを行うことができるものとします。延長期間については、会社が別途定めるとおりとします。
**第 20 条(中途解約)**
1.本クラブ会員（ビジターを含みます。以下本条において同様です。）は、お申込みされたコースに係る契約を自己都合により中途解約するときは、書面により解約の申出を行うものとします。当該契約は、本クラブ会員の当該解約の申出により解約されます。なお、会社が販売する物品の販売契約（調理器具等を含みますがこれらに限りません。）に関しては、当該物品に瑕疵がある場合を除いて、解約することはできません。
2.前項により本クラブ会員が、１回目のレッスン（レッスンは有償のものに限ります。本条において以下同様です。）前にコースにかかる契約を中途解約した場合、割賦販売契約か否かを問わず、支払い済みの諸費用の全額を返還いたします。
3. 前項の場合を除き、第 1 項により本クラブ会員がコースにかかる契約を中途解約した場合、会社は、解約対象コースについて本クラブ会員が会社と割賦販売契約を締結していた場合を除き、本クラブ会員に対し、諸費用のうちコース費用について、次の（ｉ）から（ii）を減じた金額を返還いたします。コース費用以外の費用については、法令の定めにより当社が責任を負担すべき場合を除いて、理由の如何を問わず返還いたしません。
（ｉ）当該コースの費用全額を、予定全レッスン回数で割った金額に、当該全レッスン回数から中途解約時点までに本クラブ会員が実施したレッスンの回数を減じた回数を乗じた金額
（ii）上記（ｉ）の 10%相当額または 20,000 円のいずれか低い金額
4. 前項により本クラブ会員が契約を中途解約した場合であって、解約対象コースについて本クラブ会員が会社と割賦販売契約を締結していたときには、会社は、当該中途解約時点までに本クラブ会員が実施していないレッスン（以下「残りのレッスン」といいます。）に対するコース費用に係る賦払金を請求できません。ただし、当該中途解約時点までに実施したレッスンに対するコース費用に係る賦払金であって、本クラブ会員が未払いのものについてはなお請求できるものとします。
5. 前項の場合において、解約が初回レッスン実施後であるときには、本クラブ会員は、会社に対し、割賦販売手数料（割賦提供価格と現金提供価格の差額）を支払わなければなりません。
6. 第 4 項の場合において、会社が残りのレッスンに対するコース費用に係る賦払金を受領済みである場合には、会社は、本クラブ会員に対し、当該金額を速やかに返還します。
**第 21 条(除名)**
1.会社は、本クラブ会員が次の各号に該当するときは、当該本クラブ会員を本クラブから除名することができます。除名された本クラブ会員は、以降諸施設の利用が一切できません。
(1)第 4 条の入会資格を喪失したとき。または、入会資格を満たしていなかったことが入会後に判明したとき。
(2)本会則および施設内諸規則に違反したとき。
(3)他の本クラブ会員、ビジターや施設スタッフを誹謗、中傷し、本クラブに被害の届出があったとき。
(4)他の本クラブ会員、ビジターや施設スタッフを殴打したり、身体を押したり、拘束する等の一切の暴力行為があったとき。
(5)大声、奇声を発する行為、他の本クラブ会員、ビジターや施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為があったとき。
(6)物を投げる、壊す、叩くなど、他の本クラブ会員、ビジターや施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為があったとき。
(7)本クラブの施設・器具・備品の損壊や備品を持ち出す行為があったとき。
(8)他の本クラブ会員、ビジターや施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為があり、本クラブにその旨の届出があったとき。
(9)正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフを拘束する等の迷惑行為があったとき。
(10)痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する一切の行為があったとき。
(11)刃物、火器、薬品などの危険物を館内へ持ち込む行為があったとき。
(12)物品販売や営業行為、金銭の授受・貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動等の行為を行い、施設スタッフの中止勧告に従わないとき。
(13)割賦利用による諸費用の支払いを連続して 2 ヶ月怠ったとき。
(14)施設スタッフに対する会社以外の他社への就職あっせんや引き抜きの行為を行ったとき。
(15)本クラブの許可なく、直接施設スタッフからレッスンを受けたとき。
(16)法令および公序良俗に反する一切の行為を行ったとき。
(17)施設スタッフが本クラブ会員と連絡が取れなくなったとき。
(18)その他会社が会員としてふさわしくないと認めたとき。
2. 会社は、ビジターが諸施設の利用中に前項各号に該当した場合、以後諸施設の利用を一切禁止します。
３．第 1 項各号に基づき除名された場合及び前項に基づき諸施設の利用を禁止された場合には、会社は、本クラブ会員及びビジターに対し、前条各号に定める中途解約の場合の諸費用の返還に準じ、諸費用の一部を返還いたします。
**第 22 条(施設の閉鎖・休業および解散)**
会社は、次の各号に該当するときは、諸施設の全部または一部の閉鎖、休業または、本クラブの解散(以下「閉鎖等」といいます）をすることができます。閉鎖等が予定されている場合は、原則として 1 ヶ月前までに本クラブ会員に対しその旨を告知します。
(1)気象災害やその他外的要因により、本クラブ会員に危険が及ぶと会社が判断したとき。
(2)施設の増改築、修繕または点検を実施するとき。
(3)定期休業によるとき。
(4)事業譲渡その他本クラブの運営事業の承継、本クラブの運営事業の撤退その他重大な事由により、閉鎖等がやむを得ないとき。
**第 23 条(利用の禁止)**
本クラブ会員（ビジターを含みます。）が次の各号に該当するときは、諸施設の利用を禁止します。
(1)暴力団関係者であるとき。
(2)刺青、タトゥーがあるとき。
(3)伝染病その他他人に伝染または感染するおそれのある疾病に罹患しているとき。
(4)一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有するとき。
(5)妊娠しているとき。但し、出産予定日 1 カ月前までの利用は可能とする。
(6)その他、正常な諸施設の利用ができないと会社が判断したとき。
**第 24 条（利用の一部制限）**
本クラブ会員（ビジターを含みます。）が次の各号に該当するときは、諸施設の利用を一部制限します。
(1)飲酒等により、安全に諸施設を利用することができないと会社が判断したとき。
(2)医師等から入浴等を禁止されているとき。
(3)一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有するとき。
(4)妊娠しているとき。但し、出産予定日 1 カ月前までの利用は可能とする。
(5)その他、正常な施設利用ができないと会社が判断したとき。
**第 25 条（安全衛生管理）**
1.本クラブ会員は、健康、安全、衛生等の管理について、会社が別途定める内容を遵守するものとします。
2.会員は、調理品について施設内飲食場所にて食事を行うものとします。会員が持ち帰りを希望する場合は、会社が別途定める内容及び施設スタッフの指示に従うものとします。
3.調理品の管理は、完成した時点から作成者である本クラブ会員個人の責によるものとし、会社に故意または過失がある場合を除き、会社は責任を負わないものとします。
**第 26 条(30 日間全額返金保証制度)**
1.会社は、本クラブ会員から 30 日間全額返金保証制度（以下「全額返金保証」といいます。）を適用した返金の申出があった場合、次の各号に従って、本クラブ会員に対して支払い済みの諸費用の全額を返還します。この場合、本クラブ会員は本クラブを退会したものとみなします。
2.前項に定める返金の手続きは、来店の上、書面で行うものとし、電話、ファクシミリ、電子メールその他の手段による手続きには応じかねます。
3.本クラブ会員が会社と割賦販売契約を締結して諸費用を支払っている場合、支払い済みの諸費用を返還いたします。
4.本クラブ会員による会社への返金の申出は、入会時に契約したコースの初回ご利用日から 30 日以内(当該日が営業日でない場合は、その翌営業日とします）に手続きを行うものとして、それ以降は返金の申出を行うことができないものとします。
5.本条に基づいて支払い済みの諸費用の返金を受けた本クラブ会員は、以降本クラブの諸施設を一切利用できません。

6.前各号の規定に関わらず、会社が販売する物品（調理器具等を含みますがこれらに限りません。）及び会社が別途全額返金保証の対象外である旨明示したサービスについては、第 1 項に基づく全額返金の対象外です。

**第 27 条(諸費用の変更ならびに運営システム変更について)**

1.会社は、本クラブ会員が負担すべき諸費用について、会社が必要と判断したときは変更することができます。

2.会社は、施設運営システムを、会社が必要と判断したときは変更することができます。

3.前二項の場合、会社は 1 ヵ月前までに、本クラブ会員にこれを告知します。

4.会社は、トレーナーの病気その他やむを得ない事情がある場合には、トレーナーの担当変更をすることがあります。

5.前項の場合、変更が決定した段階で、本クラブ会員にこれを告知します。

**第 28 条(本会則等の改訂)**

会社は、法定の要件に従い、本会則および施設内諸規則の改訂を行うことができます。なお、改訂を実施するときは、会社は予め改訂の 1 ヵ月前までに告知することにより、改訂した本会則および施設内諸規則の効力は全会員に及ぶものとします。

**第 29 条(告知方法)**

本会則における本クラブ会員への告知は、施設内への掲示及び電子メールやコミュニケーションアプリ等により本クラブ会員から届出のあった宛先に送信して通知する方法によるものとします。

**第 30 条(管轄の合意)**

本会則および施設内諸規則に起因または関連する紛争が生じたときは、訴額に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。